

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 37 号

兵庫県立大学姫路工学キャンパスアイソトープセンター規程

(趣旨)

第 1 条 兵庫県立大学姫路工学キャンパスに姫路工学キャンパスアイソトープセンター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 放射線障害予防に関すること
- (2) 放射線施設の維持、管理及び運営に関すること
- (3) 放射性同位元素等並びに放射線発生装置の管理に関すること
- (4) 管理区域及び個人被曝線量当量の測定に関すること
- (5) 放射性同位元素等並びに放射線発生装置の取扱業務に従事する者等の教育及訓練に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、放射線施設の共同利用に必要な業務

(管理運営)

第 3 条 センターの管理運営は工学研究科が行うものとする。

(組織)

第 4 条 センターは、センター長、放射線取扱主任者及び教職員をもって組織する。

(センター長)

第 5 条 センター長は、センターの業務を掌理し、センターを代表する。

2 センター長は、工学研究科教授会(以下「教授会」という。)の意見を聴いた上で工学研究科長(以下「研究科長」という。)が選任する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

4 前項の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第 6 条 センターの運営を円滑に行うために必要な事項は、別に設置する姫路工学キャンパス放射線管理委員会において審議する。

(規程の改正)

第 7 条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、放射線同位元素等使用施設が設置された日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 18 日一部改正)

「姫路書写地区」から「姫路工学キャンパス」への名称変更は、本規程の施行の有無に関わら

ず、平成 27 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日一部改正）

第 5 条第 2 項及び第 7 条の改正は、本規程の施行の有無に関わらず、平成 27 年 4 月 1 日から効力を生ずる。